

普及所から⑤7

モモ灰星病について

(1) 発芽前に石灰硫黄合剤の十倍液を木に十分かかるように散布する。特に開花直前と収穫一〜二週間前の薬剤散布が大切だ。

(2) ベンレート及びトップジン水剤など、同じ薬を連続して散布していると薬が効かなくなり、性質の異なる薬剤を組み合わせ散布してください。

以上のことを適期にやれば、おいしい果実が取れます。

※詳しいことは、南国農業改良普及所(☎2277)または、農協の営農指導員にお尋ねください。

〔南国農業改良普及所〕

10月1日は〇〇
 商業統計調査(一般飲食店)
 商業実態基本調査(一定基準によって無作為に抽出された企業)の実施日です。
 調査へのご協力を
 お願いします。【企画財政課】

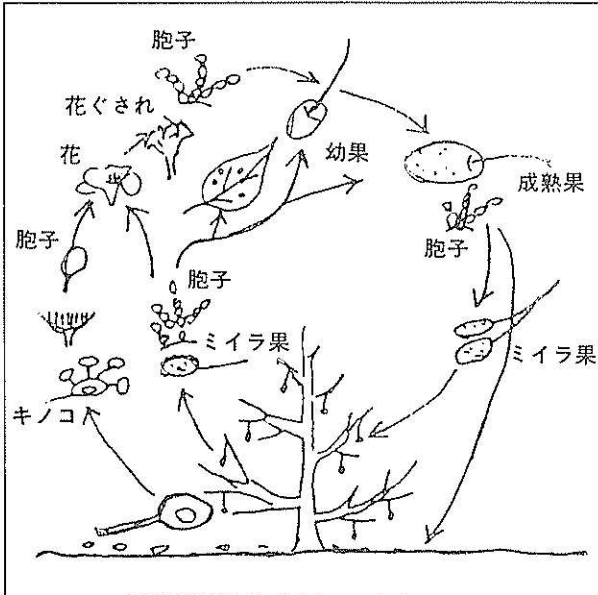
近年、家庭果樹として広く栽培されている、モモ、スモモが収穫前に腐るといふ話をよく聞きます。これは灰星病によるものです。病気の発生を速く知り、適期に防除すれば防げる病気です。今から、出来ることからやってみてください。

○耕種的防除法

- (1) 灰星病被害果を樹上や園内に残さないよう土中に埋める。
- (2) 樹高を低くし、また、枝が込み合わないよう剪定して、薬剤が十分かかるようにする。
- (3) 園内を深耕し、開花前までに十センチ以上深さの溝を全面に施用する。

○薬剤による防除

灰星病の生活史



国民健康保険

〇〇〇(6)

納税に理解と協力を

国保税の納税が九月から始まり、既に納税通知書がご家庭に届いていることと思います。

九月一日号のこの紙面で、国保税の基本納税方法をお知らせしましたが、納税は六十二年三月の一年間分(を便宜上六回割りに計算し、九月から来年の二月まで連続して納税していただくことになっていきます)。

第一項及び同法附則第三十五条第一項の規定により、国保の被保険者には他の所得と合算して所得割が課税されることになっていきます。譲渡所得が仮に国・県・市が行う公共事業に協力して得た金額でも特別控除額(租税特別措置法第三十一条第二項等の規定)を控除する前の額がその年の所得額に合算されて計算されます。

※国保の納税通知書が郵出先不明などの理由により係へ戻っている方があります。納税通知書が届かないご家庭は、すぐに係までご連絡ください。

国保係へのお問い合わせは(☎2111内線135)まで。

〔市民課国保係〕

さて、被保険者の方々から「譲渡所得と国保税とのかかわり」についての問い合わせが寄せられていますので、この件についてふれてみたいと思います。

◎譲渡所得

譲渡所得は土地や家屋などを他人に売却して得た収入金額をいいますが、地方税法附則第三十四条

